

特別警報規程

- 1 京都市に いずれかの**特別警報**（大雨 暴風 高潮 波浪 大雪 暴風雪）が発表された場合、その日は登校禁止とする。（全日臨時休校・家庭学習）
 - 2 特別警報の発表時刻・解除時刻にかかわらず、上記1の措置をとる。（解除されてもその日は登校禁止）ただし、登校後に発表された場合は、下校の安全が確保されるまで学校に待機する場合がある。
 - 3 特別警報が解除されて、いずれかの警報に切り替わった場合も、特別警報と同様の措置をとる。
 - 4 休日に部活動や模擬テスト等が行われる場合も、上記1から3に準じて行う。
- ☆ 学校所在地に限らず、自分がいる地域に特別警報・避難に関する情報が出ている場合は、命を守る行動を取ることを優先すること。

暴風警報規程

- 1 当日 午前7時 現在、**暴風警報**が、**京都市地域**に発表されている場合は、自宅待機（家庭学習）とする。
- 2 午前10時 現在、暴風警報が解除された場合は、13時15分からSHR、13時30分から第5時限以降の授業を行う。
- 3 午前10時 現在、引き続き暴風警報が発表されている場合は、臨時休校（家庭学習）とする。
- 4 休日に部活動や模擬テスト等が行われる場合も、上記1から3に準じて行う。

危険警報規程

- 1 当日 午前7時 現在、**大雨危険警報**が、**京都市地域**に発表されている場合は、自宅待機（家庭学習）とする。
 - 2 当日 午前7時 現在、**河川氾濫危険警報**が、**桂川下流**に発表されている場合は、自宅待機（家庭学習）とする。
 - 3 午前10時 現在、大雨危険警報及び河川氾濫危険警報が解除された場合は、13時15分からSHR、13時30分から第5時限以降の授業を行う。
 - 4 午前10時 現在、引き続き大雨危険警報または河川氾濫危険警報が発表されている場合は、臨時休校（家庭学習）とする。
 - 5 休日に部活動や模擬テスト等が行われる場合も、上記1から4に準じる。
- ☆ 学校所在地に限らず、自分がいる地域に危険警報が発表された場合は、命を守る行動を取ることを優先すること。